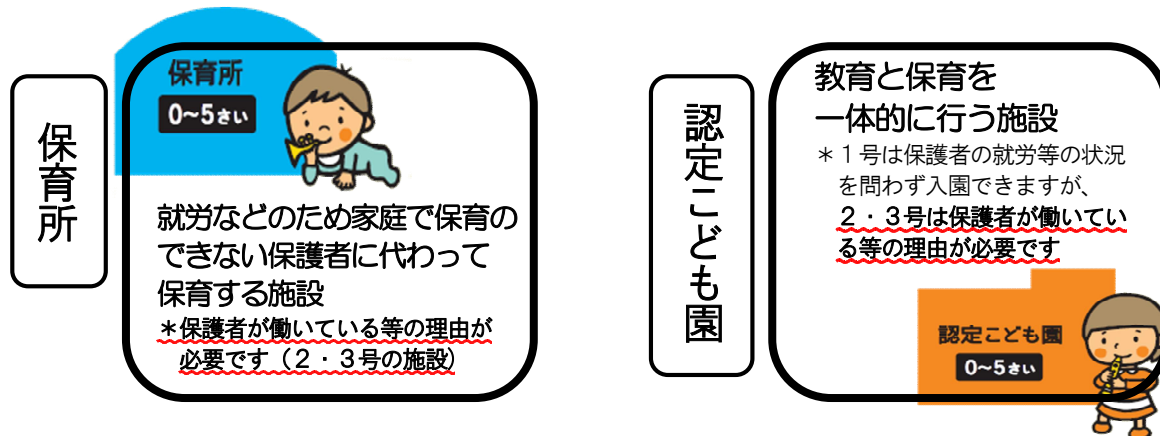


令和6年4月から令和7年3月までの 保育所・認定こども園の入所（園）申込手続きについて

令和6年度の保育所・認定こども園の入所（園）申込にあたり、それぞれの違いや必要書類、入所（園）までの流れなどについてお知らせします。

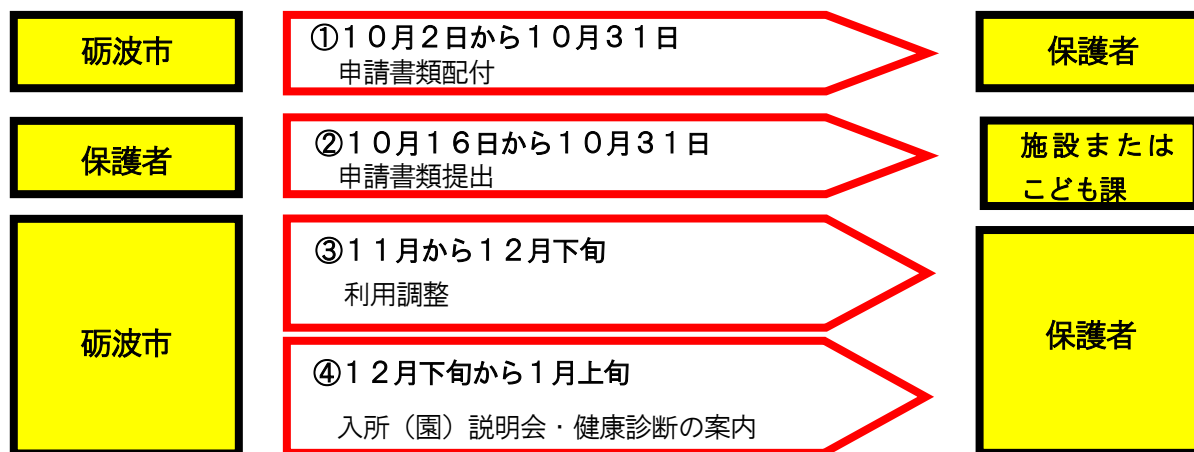
■ニーズに応じた教育・保育の場を提供します

保護者の方の就労状況やニーズにより、教育・保育の場が選択できます。

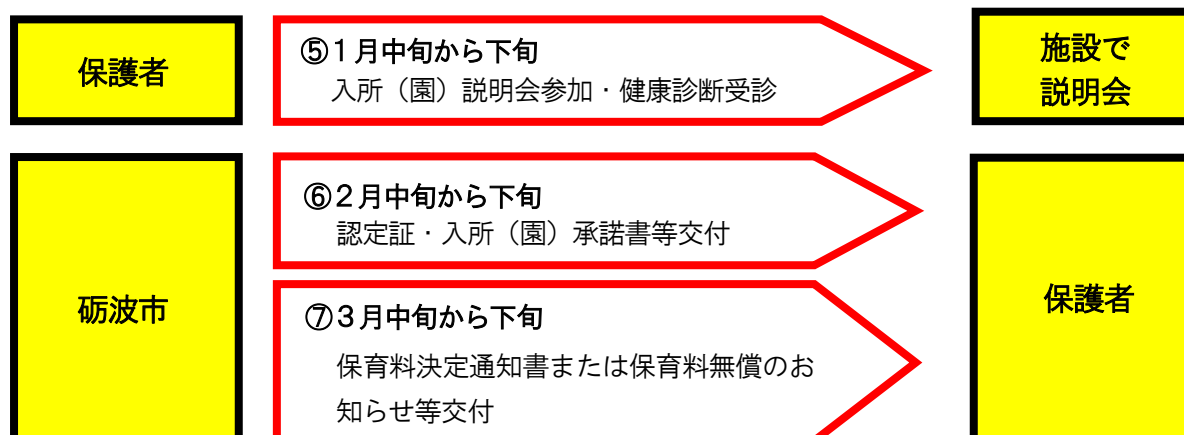


■入所（園）申込から入所（園）までの流れ

- ★申請書類の配付は10月2日～10月31日（土・日・祝日を除く）
★申請書類の提出は10月16日～31日（土・日を除く）



※定員以上の申込みがあった場合：保育所、認定こども園（2・3号）は、保育の必要性等の優先順位により調整します。
認定こども園（1号）は、地域性等により調整します。



■認定申請が必要です

保育所や認定こども園を利用するためには、利用のための「認定」が必要です。

施設	認定	該当年齢
認定こども園	1号認定	3歳から5歳
保育所・認定こども園	2号認定	3歳から5歳
	3号認定	0歳から2歳

※該当年齢については令和6年4月1日時点の年齢になります

（例：令和3年4月20日生まれの場合、2歳とを考えます）



■認定申請に必要な書類

①保育所・認定こども園（1・2・3号共通）

	申請書類	該当する方
1	教育・保育給付認定申請書	全員（申込むお子さんごと）
2	個人番号（マイナンバー）申告書 ※本人確認できる書類等が必要です。 詳しくは別紙（「給付認定の手続きには個人番号（マイナンバー）が必要です」）をご覧ください。	全員（申込むお子さんごと） ※令和6年度も引き続き広域入所（園）を希望される方は不要です。

②保育所・認定こども園（2・3号）

	申請書類	該当する方
1	就労（採用予定）証明書 （個人事業主も含む）※	就労している方
2	出産・出産予定申立書	妊娠又は出産された方
3	疾病・障害等申立書	疾病又は障害をお持ちの方
4	介護・看護等申立書	同居又は長期入院等している親族の介護又は看護をしている方
5	求職活動状況申立書	求職活動をしている方
6	在学証明書	就学している方

※：個人事業主の方は就労証明書のほかに、営業許可証（写し）、開業届（写し）、直近の確定申告書（写し）等の自営を証明するもののいずれかの提出が必要です。

★1～6の申請書類は令和6年4月1日時点で65歳未満の方のみ提出してください。

★虐待やDVについてご心配の方は砺波市役所こども課にご相談ください。

●保育所・認定こども園（2・3号）は、保育の必要性の事由等によって「利用できる時間」が異なります。

	保育の必要性の事由	1か月の就労時間	保育を利用できる時間
保育標準時間	・就労している ・妊娠又は出産前後である ・疾病や障害がある ・家族の介護や看護が必要である など	120時間以上	原則11時間 （概ね午前7時30分～午後6時30分）
保育短時間	・就労（パートタイム） ・求職活動 など	48～119時間	原則8時間 （概ね午前8時30分～午後4時30分）

保育所・認定こども園の入所(園)申込受付日一覧表

受付開始時(午前9時)、受付終了間際は混み合いますので、できるだけ避けてお越しください。

保育所または認定こども園の2号・3号認定をご希望の方は、第1希望の施設の受付日にお子さんと一緒に施設にお越しください。受付日に来られない方は、10月16日(月)から10月31日(火)(土・日を除く)までの期間に市役所こども課にお子さんと一緒にお越しください。

認定こども園の1号認定をご希望の方は、10月16日(月)から10月31日(火)(土・日を除く)までの期間に第1希望の施設または市役所こども課にお子さんと一緒にお越しください。

■保育所 受付時間…午前9時～正午

施設名		受付日	問い合わせ先	入所年齢
庄下保育所	公	10月23日(月)	32-4147	0歳～5歳
東部保育所		10月25日(水)	32-5250	

■認定こども園

【2号・3号認定希望のお子さん】 受付時間…午前9時～正午

施設名		受付日	問い合わせ先	入園年齢
あぶらでん認定こども園	私	10月16日(月)	23-4455	0歳～5歳
南部認定こども園	公	10月17日(火)	32-3530	
ちゅうりっぷ認定こども園	私	10月18日(水)	33-4478	
北部認定こども園	公	10月19日(木)	32-9041	
認定こども園出町青葉幼稚園	私	10月20日(金)	32-2848	
たかのす認定こども園	私		23-4244	
しょうがわ認定こども園	私	10月23日(月)	55-6540	
(仮称)庄東認定こども園 ※	私	10月24日(火)	37-0005	
太田認定こども園	公	10月26日(木)	32-3526	
出町認定こども園	公	10月27日(金)	32-2679	

※(仮称)庄東認定こども園は令和6年4月に開園予定です。

★0歳児の入所(園)を希望される場合は、母子手帳を持参のうえ、お越しください。

【1号認定希望のお子さん】

受付日……10月16日(月)～10月31日(火) ※土・日を除く

受付時間……午前9時～正午

受付場所……第1希望の施設または市役所こども課

入園年齢……3歳～5歳



お問い合わせ先：砺波市教育委員会こども課 保育幼稚園係 TEL:0763-33-1596

【参考】

令和5年度 利用者負担額徴収基準額表

(令和5年9月1日現在)

			1号認定	2号認定		3号認定	
			教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	0円	0円	0円
第2	令和5年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
第3		市町村民税所得割課税額 48,600円未満	0円	0円	0円	11,000円	10,800円
第4		市町村民税所得割課税額 97,000円未満	0円	0円	0円	18,400円	18,000円
第5		市町村民税所得割課税額 108,000円未満	0円	0円	0円	21,400円	21,000円
第6		市町村民税所得割課税額 169,000円未満	0円	0円	0円	29,000円	28,500円
第7		市町村民税所得割課税額 301,000円未満	0円	0円	0円	33,400円	32,800円
第8		市町村民税所得割課税額 397,000円未満	0円	0円	0円	39,300円	38,600円
第9		市町村民税所得割課税額 397,000円以上	0円	0円	0円	44,500円	43,700円

- 1 園児の年齢区分は、学年制（令和5年4月1日現在の区分）によります。
- 2 「保育標準時間」とは1日当たりの保育の利用が11時間まで、「保育短時間」とは1日当たりの保育の利用が8時間までをいいます。
- 3 市町村民税課税額は、配当控除及び住宅取得控除、寄付金税額控除、外国税額控除等を適用する前の額になります。
- 4 原則、保護者の方の所得により保育料は算定しますが、保護者の方の所得が第2階層となる場合は、入園児童と同一世帯に属して生計を同一にしている家計の主宰者の課税状況に応じて算定します。
- 5 1号認定・2号認定の給食費は別途必要となります。
- 6 3号認定の保育料には主食を含む給食費が含まれています。
- 7 2号認定の利用者負担額は、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した時からの適用となります。